

愛西市ファミリー・サポート・センター事業委託プロポーザル実施要領

この実施要領は、愛西市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成20年愛西市訓令第23号）の規定に基づき実施するものとする。

1 プロポーザルの名称

愛西市ファミリー・サポート・センター事業委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

2 業務概要

(1) 業務名

愛西市ファミリー・サポート・センター事業委託

(2) 業務目的

この事業は、愛西市内において育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、通常の保育等では応じきれない様々な育児へのニーズに応え、仕事と育児が両立できる環境や地域の中で子育てを支援できる体制の整備を図り、もって児童福祉の向上及び労働者福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

業務内容は、別紙「愛西市ファミリー・サポート・センター事業仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 業務金額提案限度価格

本業務の限度価格は、総額22,215,000円とする。

ただし、年度ごとの限度額は次のとおり

- ・令和7年度 7,337,000円
- ・令和8年度 7,405,000円
- ・令和9年度 7,473,000円

※本事業における消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項により、非課税として取り扱う。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 事務局

愛西市健康子ども部子育て支援課 担当：横井、青木、神田

〒496-8555

愛知県愛西市稲葉町米野308番地

電話：0567-55-7118

FAX：0567-26-5515

E-mail：kosodate@city.aisai.lg.jp

愛西市ホームページ（URL <https://www.city.aisai.lg.jp>）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たすこと。

- (1) 令和6・7年度愛西市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されており、希望営業種別（大分類）役務の提供等（設計・測量・建設コンサルタント等業務を除く。）を希望している者であること。また、令和8・9年度愛西市入札参加資格者名簿（物品等）に登録予定であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 参加申込書等の提出時において、愛西市発注業務指名停止等取扱要領（平成25年愛西市訓令第21号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。ただし、参加申込書等の提出期限時から契約締結までの間に、愛西市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (5) 参加申込書等の提出時において、「愛西市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成25年3月29日付け愛西市長・愛知県津島警察署長締結）及び「愛西市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱」（平成20年愛西市訓令第5号）に基づく排除措置を受けていないこと。ただし、参加申込書等の提出時から契約締結までの間に、愛西市から排除措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

5 実施スケジュール

項目	日程
実施要領等の公告	令和6年 7月 3日（水）
実施要領等の配布期間	令和6年 7月 3日（水）から 令和6年 8月14日（水）午後5時
実施要領等の質問受付期間	令和6年 7月 3日（水）から 令和6年 7月31日（水）午後5時
実施要領等の質問回答日（市ホームページ掲載）	令和6年 8月 7日（水）
参加申込書等の受付期間	令和6年 7月 3日（水）から 令和6年 8月14日（水）午後5時
第1次審査（書類審査）	令和6年 8月20日（火）
第1次審査結果の通知日（市ホームページ掲載）	令和6年 8月23日（金）
業務提案書等の質問受付期間	令和6年 8月26日（月）から 令和6年 9月 9日（月）午後5時
業務提案書等の質問回答日（市ホームページ掲載）	令和6年 9月13日（金）
業務提案書等の受付期間	令和6年 8月26日（月）から 令和6年 9月20日（金）午後5時
第2次審査会場見学	令和6年 9月25日（水）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年10月 4日（金）

審査結果の通知日（市ホームページ掲載）	令和6年10月8日（火）
契約締結日（予定）	令和6年12月下旬

6 実施要領等の交付場所及び交付方法

令和6年7月3日（水）から事務局において交付するほか、愛西市ホームページから入手できる。

（URL <https://www.city.aisai.lg.jp>）

7 参加申込書等の提出

（1） 提出書類

次の表に掲げる書類を提出すること。

様式等	提出部数
プロポーザル参加申込書（様式1）	各1部
提案者概要書（様式2）	
定款又は規約その他団体が定める規則	
団体の収支計算書（直前決算分）	
貸借対照表（直前決算分）	
役員名簿及び組織図	

（2） 提出場所

事務局

（3） 提出方法

提出書類はフラットファイルに綴じ、インデックスを付したうえで提出すること。

ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

イ 郵送（配達記録がわかる方法に限り、発送前に事務局へ必ず連絡すること。）

（4） 提出期限

令和6年8月14日（水）午後5時まで（必着）

（5） その他

提出された書類は返却しない。

8 質問書の提出手続等

（1） 実施要領等に関する質問

ア 質問書の提出場所及び方法

質問書（様式3）をWord形式で作成し、事務局のメールアドレスまでファイルを添付し、送付すること。他の方法による質問は受け付けない。

また、件名は「ファミサポプロポ質問書【団体名】」とすること。

（メールアドレス kosodate@city.aisai.lg.jp）

イ 質問書の提出期限

令和6年7月31日（水）午後5時まで（必着）

ウ 回答日及び回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和6年8月7日（水）に愛西市ホームページに掲載する。

(2) 業務提案書及びプレゼンテーションに関する質問

ア 質問書の提出場所及び方法

8 (1) アと同じとする。

イ 質問書の提出期限

令和6年9月9日(月)午後5時まで(必着)

ウ 回答日及び回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和6年9月13日(金)に愛西市ホームページに掲載する。

(3) その他

質問の内容については、上記(1)及び(2)に関するもののみとし、それ以外の質問は一切受け付けない。なお、電話や口頭等の個別の対応はしない。

9 第1次審査(書類審査)の実施

愛西市職員で構成する愛西市ファミリー・サポート・センター事業委託特定審査会(以下「特定審査会」という。)において参加申込書等に基づき、参加資格要件について審査し、経営状況及び業務遂行力について評価する。参加者多数の場合は、第2次審査の参加者として評価上位3者程度を選定する。

ただし、評価上位3者程度の選定に当たって、合計点が同点の場合は、「団体の業務実績」の点数が高い方を上位とし、それが同点の場合は「団体の業務実績」における「ファミリー・サポート・センターの事業の実績」の件数が多い方を上位とし、それも同数の場合は「団体の業務実績」における「子育て支援に関する取組の実績」の件数が多い方を上位とする。

(1) 評価基準と配点

特定審査会は、参加表明書等の内容を重点にした評価基準に基づいて評価を行う。

評価対象	評価項目	評価基準	配点
経営状況	経営状況	経営健全度	5
団体の業務実績	業務遂行力	業務実績が豊富にあり、経験や事例をもとに本業務を確実に遂行できるか。	5

(2) 結果の通知及び公表

第1次審査の結果は、令和6年8月23日(金)にすべての参加者に対し、書面によりその旨を通知するほか、愛西市ホームページにより公表する。

(URL <https://www.city.aisai.lg.jp>)

(3) 非選定理由の説明

非選定の通知を受けたものは、その理由について、次に従い、説明を求めることができる。

ア 提出期限

非選定の通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)後の午後5時まで

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

提出期限までに必ず事務局に持参すること。郵送による提出は認めない。

エ 提出書類

様式は任意とする。ただし、代表者の記名押印を要する。

オ 回答期限

提出期限の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

カ 注意事項

期限後の質問は受け付けない。

10 業務提案書の提出手続等

第1次審査を経て第2次審査の参加者となった者は、以下により業務提案書を提出すること。

(1) 提出書類

次の表に掲げる書類を提出すること。

様式等	提出部数
業務提案書（様式4-1、様式4-2、様式4-3、様式4-4、様式5-1、様式5-2、様式5-3、様式5-4） ・提案書はA4サイズ、文字サイズは12ポイント以上、両面印刷とし、20ページ以内で作成すること。	原本 1部 写し 13部
見積書（様式6） ・見積書については、人件費、事業費、管理費、その他詳細な内訳を添付すること。	

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

提出書類はフラットファイルに綴じ、インデックスを付したうえで提出すること。

ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

イ 郵送（配達記録がわかる方法に限り、発送前に事務局へ必ず連絡すること。）

(4) 提出期限

令和6年9月20日（金）午後5時まで（必着）

(5) その他

提出された書類は返却しない。ただし、原本は団体名を明記したもの、写しは団体名が特定できないよう工夫したものを提出すること。

11 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

第1次審査で選定された参加者によるプレゼンテーション及び特定審査会によるヒアリングを行い、全参加者終了後に第2次審査を実施し、評価点の高い者から順に最優秀者1者及び次点者1者を選定する。なお、プレゼンテーション及びヒアリング、第2次審査は非公開とする。

(1) 実施場所

愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室1・2

(2) 実施日時

令和6年10月4日（金）午前9時から

（第2次審査の時間割は、決定後、速やかに通知する。）

(3) 方法

- ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、業務提案書の提出時に先着者からくじを引き決定する。ただし、郵送による提出の場合は、事務局がくじを引く。
- イ 各者のプレゼンテーションを受け、終了後、特定審査会委員がヒアリングを行う。
- ウ パソコン、モニターを使用して説明すること。パソコン及びケーブル、データについては参加者が持参し、モニターは本市で用意する。なお、モニターの入力端子はHDMI端子のみ対応している。また、実施場所の見学は令和6年9月25日(水)に行う。
- エ プレゼンテーション及び実施場所見学についての詳細は、第2次審査参加者に対し、第1次審査結果通知と同時に送付する。
- オ プレゼンテーションは、あらかじめ提出した業務提案書に記載した内容に限り行うものとする。提出した業務提案書の内容以外の資料を使用した場合は減点とする。
- カ ヒアリングにおいては、参加者の第1次審査書類についても確認する場合がある。
- キ 業務提案書に虚偽の記載をした場合には、業務提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
- ク プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡し、その指示に従うこと。
- ケ プレゼンテーションにおいては、団体名が特定できないように工夫すること。団体名が明記されている場合は減点とする。また、プレゼンテーション中に団体名を発言した場合も減点とする。

(4) 出席者

出席者は3名以内とし、本業務担当者は必ず出席すること。

(5) 時間

1者につき45分以内を予定とする。

準備：約5分、プレゼンテーション：20分以内、ヒアリング：約15分、片付け：約5分

(6) 内容

仕様書に基づき、次の内容について業務提案を行うこと。

- ア 全体体制について
- イ アドバイザーについて
- ウ 事務局体制について
- エ 広報・会員受付について
- オ 会員講習・交流について
- カ 援助活動支援について
- キ 会員数増加のための工夫について

(7) 評価基準と配点

評価対象	評価項目	評価内容	配点
経営状況 業務実績	経営状況 業務遂行力	・第1次審査の評価点を加点	10
提案内容	全体体制	・仕様書に示した人員配置があるか (常時1名以上) ・日常業務を内部監督できる体制があるか ・具体的で実現可能な業務体制となっているか	20
	アドバイザー	・アドバイザーの配置・勤務体制は適しているか ・アドバイザーは十分な知識や経験を有しているか ・医療アドバイザーとの連携体制は十分なものか	20
	事務局体制	・アドバイザーを確保するための手段、欠員が生じた場合の体制づくりができていないか ・アドバイザーの資質向上のための取り組みは十分なものか ・会計経理、報告書類作成等の実施体制ができていないか	15
	広報・会員受付	・本事業を周知するための広報活動は十分なものか ・会員申込に対する窓口体制は十分なものか ・市民への情報提供方法・開所時間外の問合せ対応は検討されているか	20
	会員講習・交流	・事故・けが防止及び送迎等の安全対策は適したものか ・提供会員の講習会実施方法は効果的な提案がされているか ・衛生管理、病児・病後児対応の取組に効果的な提案がされているか ・援助活動の活性化に向けた会員間の交流が提案されているか	30
	援助活動支援	・有効的な相互援助のためのマッチング方法は効果的な提案がされているか ・援助活動中に事故が発生した場合の対応方法は十分なものか ・個人情報保護のための体制・考え方は適したものか ・その他の効果的な独自提案がされているか	30
	会員数増加のための工夫	・依頼会員・提供会員数増加のための効果的な提案がされているか	20
プレゼンテーション及びヒアリング	説明及び質疑応答	・本業務を正確に理解した上で提案しているか ・提案の説明が分かりやすくよく理解できたか ・質疑応答を含めて信頼できる団体か	15
見積額	コスト	・見積額の評価点=配点×(最低見積額÷見積額) ※小数点以下切捨て	20
合計			200

(8) 最優秀者の選定

ア 複数の同点者が生じた場合

合計点数が同点で最優秀者が2者以上となった場合については、重要採点項目「会員講習・交流」の高い方を特定するものとし、更に同点だった場合は、「援助活動支援」の高い方を特定するものとする。次点者についても同様とする。

イ 評価点合計の6割を最低基準点とし、各特定審査会委員の採点の平均が最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

ウ 提案者が1者の場合又は提案者が無い場合の取扱い

提案者が1者の場合でも2次審査を実施し最低基準点を満たす場合は、当該提案者を最優秀者とする。提案者全員が最低基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合において事業を実施する場合は、再度公募等を実施する。

(9) 失格基準

提示する各年度の見積額及び3か年の合計の見積額が委託業務上限額を超えたものは、失格とする。

(10) 結果の通知及び公表

第2次審査の結果は、令和6年10月8日(火)に業務提案書を提出したすべての参加者に対し、書面により通知するほか、愛西市ホームページにより公表する。

(URL <https://www.city.aisai.lg.jp>)

(11) 非選定理由の説明

非選定の通知を受けたものは、その理由について、次に従い、説明を求めることができる。

ア 提出期限

非選定の通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)後の午後5時まで

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

提出期限までに必ず事務局に持参すること。郵送による提出は認めない。

エ 提出書類

様式は任意とする。ただし、代表者の記名押印を要する。

オ 回答期限

提出期限の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

カ 注意事項

提出期限後の質問は受け付けない。

1.2 費用負担

本要領にて要求する資料等の作成に係る費用及び本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とし、参加報酬(報償費)等は支払わない。

1.3 契約

(1) 契約締結予定日

令和6年12月下旬（予定）

(2) 契約の交渉

審査の結果、最優秀者と契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 審査後に、最優秀者が本要領4の参加資格要件を満たすことができなくなったとき

イ 最優秀者と契約交渉が成立しないとき

ウ 最優秀者が本契約の締結を辞退したとき

エ その他の理由により最優秀者と契約の締結が不可能となったとき

14 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 下記のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消す場合がある。

ア 提出書類に不備があった場合

イ 提出期間経過後に書類の提出があった場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(記載内容に関する責任は参加者が負うものとする。)

エ 実施要領に違反した場合

オ 特定審査会が公正を欠いた行為があったと認定した場合

(3) ファミリー・サポート・センター事業は、あくまで市の事業であることに鑑み、法令違反又は違反が疑われることがあってはならない。参加者においては、この趣旨を踏まえ、各種の法令を遵守（間接的に関係する場合を含む。）するとともに、法令違反の事案が発覚又は発生した場合には、参加者の責任において速やかに解決に当たること。

なお、法令違反の事案への対応の状況によっては、契約の相手方としないことや契約期間を短縮することもある。

(4) 提出書類は、提出期間終了後の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 本プロポーザルの参加者は、審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことはできないものとする。

(6) 本業務は、予算成立を前提として行うものであり、予算が可決されない場合は契約できないものとする。

(7) 提出された書類について、愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）の規定による開示請求があった場合は、作成者からの承認が得られた場合に限り、第三者に開示するものとする。

(8) 本事業で実施した内容については、後年度の事業実施において、仕様要件となる場合があるため、これを承諾したものとする。

(9) 再委託

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により本市の承諾を得なければならない。

(10) 遵守事項

委託業務を遂行するにあたっては、本市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。